

静岡県告示第685号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年8月25日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルプタノアート及びその塩類（通称名5F－EMB－PICA、EMB－2201）	令和3年8月26日
2－（メチルアミノ）－1－（チオフェン－2－イル）プロパン－1－オン及びその塩類（通称名2－Thiothione、 β k-MPA）	令和3年8月26日
2－シクロヘキシル－1－フェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン及びその塩類（通称名 α -PCYP）	令和3年8月26日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。